

入札説明書

～ 平畑第1配水場中継ポンプ施設等整備工事 ～

平畑第1配水場中継ポンプ施設等整備工事に係る総合評価落札方式事後審査型一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

なお、この工事は、低入札価格調査制度の対象となる建設工事です。

※当該入札は、奈良県広域水道企業団（以下、「企業団」といいます。）発注の案件ですが、手続きの一部を除き大淀町役場総務課入札契約係を窓口として手続きを行いません。

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|----------------|--|
| (1) 工 事 名 | 平畑第1配水場中継ポンプ施設等整備工事 |
| (2) 工 事 番 号 | 第8一大工1号 |
| (3) 工 事 場 所 | 大淀町 桧垣本 地内 |
| (4) 工事の内容 | 場内整備工事 一式
場内配管工事 一式
中継ポンプ室建築工事 一式
機械電気計装設備工事 一式 |
| (5) 工 期 | 契約締結日の翌日から令和10年1月31日（月）まで |
| (6) 予 定 価 格 | 金 286,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| (7) 調査基準 価格 | 金 257,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| (8) 入 札 方 法 | 事後審査型条件付一般競争入札（郵便入札） |
| (9) 入 札 回 数 | 1回 |
| (10) 入 札 保 証 金 | 免除する
契約規程第4条第1項第2号の規定により入札保証金は免除とします。
ただし、落札者が契約を締結しない場合には、損害賠償金として入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の100分の5に相当する額を納めなければなりません。 |
| (11) 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式により決定 |
| (12) 支 払 条 件 | 引渡し検査合格後、支払請求を受けた日から40日以内 |
| (13) 議 会 の 議 決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、2者又は3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）又は単独企業によるものとする。共同企業体においては、その共同企業体を構成する者（以下「共同企業体構成員」といいます。）から、代表となる企業（以下、「代表者」という。）及び構成する企業（以下、「構成員」）を定めること。

入札参加者は、入札公告日において、令和8・9年度大淀町入札参加資格者名簿（建設工事）に登録のあること。また、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第4に定める競争入札参加表明書を提出し、第6に定める技術提案書等の内容が適正であることの確認を受けた者のみが、この工事の競争入札に参加できます。

ただし、共同企業体構成員は、2以上の共同企業体構成員となることはできません。なお、共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上であり、かつ共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同率でなければなりません。

(1) -1 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

(共同企業体の場合)

① 代表者

- i 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第15条の規定により「建築一式工事業」、「土木一式工事業」及び「水道施設工事業」において特定建設業の許可を受けている者であること。
- ii 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が第4に定める競争入札参加表明書の提出日前より1年7ヶ月以内のものうち直近のものとし、本契約締結日まで有効なものに限ります。）において「建築工事」又は「土木工事」について「900点」以上、「水道施設工事」については「700点」以上の審査を受けている者であること。
- iii 過去15年間に国又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合等を含む。）を元請として下記に示す同種工事の受注実績を有する者であること。

同種工事・・・ 水道法に基づく水道施設工事（修繕工事を除く）

※元請の実績は、単体企業又はJVでの代表者での受注実績とする。

※過去15年間は、平成23年4月1日から本工事の公告日までとする。

② 構成員

- i 建設業法第15条の規定により「土木一式工事業」について、特定建設業の許可を受けていること。
- ii 入札公告日において、奈良県内に本店を有し、奈良県建設工事等入札参加資格の「土木一式工事」の等級が、A等級に位置付けられている者であること。

(1) -2 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

(単独企業の場合)

- i 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第15条の規定により「建築一式工事業」、「土木一式工事業」及び「水道施設工事業」において特定建設業の許可を受けている者であること。
- ii 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が第4に定める競争入札参加表明書の提出日前より1年7ヶ月以内のものうち直近のものとし、本契約締結日まで有効なものに限ります。）において「建築工事」及び「土木工事」について「900点」以上、「水道施設工事」については「700点」以上の審査を受けている者であること。
- iii 過去15年間に国又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合等を含む。）を元請として下記に示す同種工事の受注実績を有する者であること。

同種工事・・・ 水道法に基づく水道施設工事（修繕工事を除く）

※元請の実績は、単体企業又はJVでの代表者での受注実績とする。

※過去15年間は、平成23年4月1日から本工事の公告日までとする。

(2) -1 この工事を行う期間中、次の条件を満たす専任の主任（監理）技術者を配置できること。

(共同企業体の場合)

※共同企業体の場合は、次の条件を満たす専任の主任（監理）技術者を共同企業体構成員ごとに配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、代表者においては監理技術者を配置すること。

- ① 代表者において主任技術者にあつては、次のいずれかに該当し、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。
 - i 一級建築施工監理技士の資格を有する者
 - ii 一級建築士の資格を有する者
 - iii 一級土木施工管理技士の資格を有する者
 - iv これらと同等の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 監理技術者にあつては、1級国家資格者であり、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者で、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。
- ③ 代表者においては、①で配置した主任技術者が土木資格の場合は、専任を要しない担当技術者として、一級建築施工管理技士又は一級建築士を配置することとし、主任技術者が建築資格の場合は、同じく担当技術者として一級土木施工管理技士を配置すること。ただし、それぞれ競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。
- ④ 構成員において主任技術者にあつては、次のいずれかに該当し、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。
 - i 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ii これらと同等の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(2) -2 この工事を行う期間中、次の条件を満たす専任の主任（監理）技術者を配置できること。

(単独企業の場合)

- ① 主任技術者にあつては、次のいずれかに該当し、競争入札参加表明書の提出の日において、

入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

- i 一級建築施工監理技士の資格を有する者
- ii 一級建築士の資格を有する者
- iii 一級土木施工管理技士の資格を有する者
- iv これらと同等の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 監理技術者にあつては、1級国家資格者等であり、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者で、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

③ ①で配置した主任技術者が土木資格の場合は、専任を要しない担当技術者として、一級建築施工管理技士又は一級建築士を配置することとし、主任技術者が建築資格の場合は、同じく担当技術者として、一級土木施工管理技士を配置すること。ただし、それぞれ競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

(3) 次に掲げるこの入札に係る工事の設計業務の受託者と、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称：株式会社潮技術コンサルタント

所在地：奈良県香芝市瓦口2115

(4) 施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(5) 競争入札参加表明書の提出時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県、大淀町又は企業団の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 設計図書等の有償頒布及び質疑回答

(1) この業務に係る設計図書、図面、仕様書、参考資料等（以下「設計図書等」という。）は下記の期間及び場所の有償頒布します。

- ① 期 間 令和8年5月18日（月）から令和8年6月4日（木）までの午前8時30分から午後5時まで

(土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までを除きます。)

② 場 所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

③ 頒布価格 1単位 500円

④ 購入代金は入札参加希望者の負担とします。なお、購入後においては、入札参加資格がないことが判明し入札への参加を認めない場合（入札参加資格の取消しを含みます。）、入札を辞退した場合、入札中止（企業団又は大淀町の瑕疵によるものは除きます。）又は不成立となった場合であっても購入代金は返還しません。

⑤ 入札参加希望者は、設計図書等の購入時に必ず設計図書等閲覧申請書及び定められた購入金額（500円）を持参のうえ来庁してください。

※ 設計図書等閲覧申請書は入札参加希望者の従業員による作成・提出でも可としますが、その際は、従業員証明書等をご提示いただき、名刺1枚を提出してください。

※ 設計図書等閲覧申請書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームページ (<https://www.town.oyodo.lg.jp/>) 又は企業団のホームページ

(<https://www.union.nara-water.lg.jp>) でダウンロードすることができます。

(2) 入札参加希望者（代わりに行う従業員を含みます。）が設計図書等の有償頒布を受けない場合は、入札に参加することができません。（共同企業体の場合は、代表者又は構成員のうち最低1者の閲覧で構いません。）

(3) 質疑の受付については、質疑の有無に関わらず質疑書を下記の通り、FAXにて送付してください。なお、電話により必ず到着したか確認してください。持参によるものは受け付けません。

① 期 間 令和8年5月18日（月）から令和8年6月4日（木）までの
午前8時30分から午後5時まで

(土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除きます。)

② 送信先 FAX 0747-52-4310

『大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係』宛

なお、期日までに提出のない場合は質疑のないものとみなします。

(4) 質疑書に対する回答については、令和8年6月5日（金）午後5時までに入札契約係より各者（共同企業体の場合は代表者宛て）にFAXにて送付します。（ただし、いずれの者からも質疑がなくその旨を回答する場合は、回答時において既に辞退した者を除きます。）

第4 競争入札参加表明書の提出

(1) この工事の競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加表明書を次のとおり提出しなければなりません。

①期 間 令和8年5月18日（月）から令和8年6月4日（木）まで（必着）

※到着期限後に到着した表明書については無効となります。

※持参による場合は上記の期間の午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までを除きます。

②場 所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

③提出方法 提出は、書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送、または持参によること。

④そ の 他 競争入札参加表明書の様式は、上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームページでダウンロードすることができます。

第5 総合評価に関する事項

(1) 技術提案に関する事項

技術提案に関する事項は、具体的に次によります。

- ① 施工計画について
- ② 企業の施工実績等について

(2) 落札候補者の決定方法

価格及び(1)の技術提案をもって入札に参加した入札参加者で、次の①及び②の要件に該当する者のうち、(3)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とします。

- ① 入札価格が予定価格を超過していないこと。
- ② (1)の技術提案の内容が適正であること。

(3) 総合評価の方法

①入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を15点として評価するものとします。

②「加算点」は、下記i、iiの評価項目毎の評価及び配点に応じて与えます。

- i 施工計画
- ii 企業の施工実績等

③価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行います。

④提案内容については、提案の根拠、実施による効果を具体的に記載してください。

(4) 加算点の評価項目は具体的には以下のとおりです。

① 施工計画について

i 品質管理

建築物の内外において、管路の締固めについて、不等沈下を抑制するための項目について提案を求める。なお、標準埋戻し高さによる転圧は加算対象外とする。

ii 施工管理

工事箇所付近には、一般住宅が立ち並んでおり、昼間にて施工するにあたり、騒音・振動対策が必須となる中で、騒音及び振動対策について、それぞれ1提案を求める。なお、低騒音型建設機械の使用は標準仕様のため、加算対象外とする。

② 企業の施工実績等について

i ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得

本社、工場等、当該工事に関係する部署におけるISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得の有無。

(注)JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする。

ii 配置予定技術者の能力

国、奈良県又は地方公共団体が発注した第2(1)に定める同種工事を元請として

施工し、過去15年間に完成・引渡が完了した工事における監理技術者、主任技術者としての施工経験、または保有資格の有無

(注) ここでいう過去15年間とは、平成23年4月1日から本工事の公告日までとする。

(注) JVは代表者の監理技術者のみ採点する。

iii 地域精通度

公告日時点において、大淀町内への本店の有無

(注) JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする。

iv 社会・地域貢献

公告日時点において、国、奈良県、奈良県広域水道企業団又は、大淀町と災害協定の締結の有無

(注) JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする。

(5) 評価の基準

評価基準及び配点は 別紙-1 のとおり。

第6 技術提案書等の内容確認

この工事の競争入札に参加しようとする者は、企業団が定める様式により第5(4)に定める事項を記入した技術提案書(別記様式1)を下記のとおり奈良県広域水道企業団企業長に提出し、内容確認を受けなければなりません。なお、共同企業体での参加の場合は、併せて「特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書」及び「共同企業体の代表者に対する委任状」を技術提案書に同封のうえ、提出してください。

なお、期限までに技術提案書を提出しない者及び技術提案書が適正でない者(未記載を含みます。)若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この入札に参加することができません。

(1) 技術提案書等の提出

① 提出期限 令和8年6月11日(木) まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

※受付時間 午前8時30分から午後5時まで。

(正午から午後1時までを除きます。)

② 提出場所 〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場2階 総務部総務課 入札契約係

③ 提出部数 1部(ただし、様式2-1、様式2-2については、各3部とします。

また、様式3、様式5、様式6については、共同企業体の構成員すべてが評価の対象となりますので、共同企業体構成員単位で作成し、全構成員分を提出してください。)

④ 提出方法 書留又は簡易書留、持参も可能とします。

(2) 技術提案書の作成等

① 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

② 技術提案書は発注仕様書に基づき作成してください。

③ 施工計画に関する提案を別記様式2に記述してください。

各評価項目について、落札者決定基準に定められた提案数まで記載できるものとし、所定の提案数以上記載されている場合は、当該項目のすべての提案を評価対象外とします。

④ 本社、工場等、当該工事に関係する部署すべてにおける ISO 9 0 0 0 シリーズ及び ISO 1 4 0 0 0 シリーズ認証取得の有無、及び ISO 9 0 0 0 シリーズ及び ISO 1 4 0 0 0 シリーズの登録日等を別記様式3に記載のうえ、当該 ISO 9 0 0 0 シリーズ及び ISO 1 4 0 0 0 シリーズの認証を取得している場合は、認証取得の内容が的確に判断できる資料（ISO 9 0 0 0 シリーズ及び ISO 1 4 0 0 0 シリーズの認証取得に関する登録書・付属書の写し、支店、営業所等が認証対象であることが確認できる会社組織図等）を添付してください。

⑤ 配置予定の監理技術者について、別記様式4に記載してください。

国、奈良県又は地方公共団体が発注した第2（1）に定める同種工事を元請として施工し、過去15年間に完成・引渡が完了した工事における監理技術者、主任技術者としての施工経験、または保有資格の有無、当該工事の概要を記載してください。

また、配置予定技術者については、一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において3ヶ月以上の直接的雇用関係にある者であることとします。

この様式は、複数名分提出することができます。

総合評価落札方式における落札者決定基準のうち、最も低い評価となる者の評価点を採用します。

当該施工経験が有る場合は、その工事の概要等が的確に判断できる必要最低限の資料（CORINS 登録書、契約書、施工計画書、現場組織図等の写し等）を添付してください。

⑥ 本店の所在地について、別記様式5に記載してください。

⑦ 社会貢献、地域貢献に関する実績で災害協定の締結について、別記様式6に記載のうえ、当該協定が締結されている場合は、災害協定の締結が的確に判断できる資料（協定書の写し等）を添付してください。入札参加者の所属する団体組織が国、奈良県、大淀町と災害協定を締結している場合は、当該団体組織が発行する証明書（入札参加者がこの入札公告の日時点で当該団体組織に所属している旨の証明書等）を添付してください。

⑧ その他必要な添付資料

- i 別記様式3、別記様式5及別記様式6は代表者及び構成員ごとに作成してください。
- ii 提出された技術提案書等は、内容の審査等必要以外に提出者に無断で使用しません。
- iii 提出された技術提案書等は、返却しません。

- iv 提出された技術提案書等の提出期限以降における再提出は認めません。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- v 技術提案書等の提出時に、「共同企業体の構成に関する協定書」及び「共同企業体の代表者に対する委任状」を提出してください。

第7 入札の手続き及び開札の日時等

(1) 入札書は、郵便により提出すること。なお、郵便は書留又は簡易書留郵便としてください。持参によるものは受付できません。作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。(その他詳細は、郵便入札の概要を参照してください。)

① 提出期限 **令和8年7月30日(木) まで(必着)**

※ 到着期限後に到着した入札については無効となります。

② 入札書と併せて提出を求めるもの(同封)

・入札金額見積内訳書

② 提出場所 〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

(2) 開札の日時 **令和8年7月31日(金) 午後1時30分**

(3) 開札の場所 大淀町役場 2階 202会議室

(4) 開札立会人 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書(様式第3号・ホームページ掲載)を開札日前日(開札日前日が大淀町の休日を定める条例に規定する町の休日に当たるときは、その直前の開庁日とします。)の正午までに大淀町役場総務課入札契約係までにFAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いただけない場合は開札前日の午後5時までに適宜ご連絡します。なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに入札契約係より連絡のない場合は立会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には入札執行事務に関係のない町職員が立会を行います。

第8 入札の方法等

(1) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回(入札書の郵送後に辞退する場合は除きます。)することはできません。

(2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。

(3) 入札書に記載する金額は、技術提案書等で評価された内容を反映していなければなりません。

(4) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。

- ① 辞退届を持参又は書留郵便により提出する。
 - ② 辞退届または辞退する旨を記載した入札書を入札書の到達期限までに書留郵便により郵送する。
- (5) 入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

第9 入札の無効

(1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。

- ① 入札書に記名、押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む）
- ② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
- ③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
- ④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
- ⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所を押印（訂正印）のない入札書による入札
- ⑦ 極端に低い価格の入札（建設工事請負にかかる入札の場合に限る。）（入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。）
- ⑧ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。（入札保証金を免除した場合を除く。）
- ⑨ 入札金額見積内訳書の提出を求めた場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・ 入札金額見積内訳書の提出がない入札
 - ・ 入札書に記載されている「入札金額」と入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」が一致しない入札
 - ・ 入札金額見積内訳書における「見積項目ごとの金額の合計」と「入札書記載金額」が一致しない場合の入札
 - ・ 入札金額見積内訳書において、設計書等にて示された見積項目ごとの金額、各合計金額及び総合計金額の記載がない場合の入札
 - ・ 入札金額見積内訳書における「入札書記載金額」欄の千円以下の端数切りを省いて入札書に記載した場合の入札（端数切りを指定していない場合は除く。）
- ⑩ 最低制限価格を設定した場合にあっては、最低制限価格を下回る金額の入札
- ⑪ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・ 書留郵便以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
 - ・ 入札書到着期限後に到着した入札
 - ・ 郵便入札封筒に記載の業務名又は差出人名と、同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
 - ・ 郵便入札封筒に業務名又は差出人名等の記載がなされていない入札
 - ・ 入札用封筒に封かん及び封印のない入札
 - ・ その他入札執行者において無効と認められる入札

(2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。

- ① 入札に参加資格のない者
 - ② 代理人で委任状を提出しない者
 - ③ 他人の代理を兼ねた者
 - ④ 2以上の者の代理をした者
 - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をした者
 - ⑦ 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - ⑧ 競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
 - ⑨ 技術提案書等について、提出しない者、適正でない者、又は虚偽の記載をした者
 - ⑩ 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
 - ⑪ 落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付書類を提出しない者
 - ⑫ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
 - ⑬ その他、企業団の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記(2)のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書等は返却しません。

第10 落札の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ技術提案書等の内容が適正である者のうち、第5(3)③に定める方法により得られた評価値の最も高いものを落札候補者とし、ただし、落札候補者となる者が第1(7)で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)未満の価格で入札を行った場合、奈良県広域水道企業団大淀事務所が準用する大淀町低入札価格調査制度に係る取扱要領(以下「取扱要領」といいます。)に基づき、落札候補者の決定を保留し、その価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか調査を行い、その結果によっては落札候補者とならない場合があります。

また、落札候補者の決定については、開札時においては一時保留し、施行令第167条の10の2第5項の規定等により、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会の議を経て落札候補者を決定します。また、落札候補者が決定したときは、落札候補者決定通知書により当該落札候補者に通知します。

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、後日、開札事務従事職員及び当該入札者(代理人を含みます。)の出席のもと、「くじ」により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。この場合「くじ」を辞退することはできず、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない町職員にくじを引かせることとします。

- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、取扱要領に規定する書類を下記のとおり提出しなければなりません。
- ① 提出期限 開札日の翌日の午前9時から正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 - ② 提出場所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係
 - ③ 提出方法 提出は持参によること

- ④ 提出書類
- ・調査項目回答書（様式第1号）
 - ・当該価格で入札した理由（様式第2号）
 - ・入札価格の建設業務価格内訳書（様式第3号）
 - ・下請負契約の予定（様式第4号）
 - ・契約対象工事付近における手持工事の状況（様式第5号）
 - ・契約対象工事関連の手持工事の状況（様式第6号）
 - ・手持資材の状況（様式第7号）
 - ・資材の調達に関する事項（様式第7号の2）
 - ・手持機械の状況（様式第8号）
 - ・労働者の具体的供給見通し（様式第9号）
 - ・過去に施工した公共工事名及び発注者（様式第10号）
 - ・建設副産物の搬出予定（様式第11号）
 - ・技術者等の配置計画（様式第12号）
 - ・安全衛生管理体制に関する事項（様式第13号）
 - ・その他（経営状態、信用状況等）に必要な書類
- ⑤ 提出部数 各3部（正1部、副2部）
- ⑥ その他 書類、資料の提出及び聞き取り調査には協力しなければならず、書類等が提出されない場合及び聞き取り調査に応じない場合は、失格となります。また、調査結果については、入札者参加者全員に対し後日結果を通知します。

(3) (1) 及び (2) による落札候補者決定の後、落札候補者に対し第11に定める入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。

また、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者とせず、次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次、入札参加資格の確認を行います。

- ・入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められる場合
- ・落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・定められた期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しないとき

(4) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 落札の決定以降の手続きについては、企業団大淀事務所工務課を窓口として行います。

第11 入札参加資格の確認

開札等の後、落札候補者を決定したときは、その者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加資格等確認申請書を企業長に提出しなければなり

ません。

- (1) 提出期間 落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 提出場所 奈良県広域水道企業団 大淀事務所 工務課
- (3) 提出書類 一般競争入札参加資格等確認申請書に次の添付書類を添えて提出するものとします。
 - ・建設業許可の状況及び経営事項審査の結果を記載した書面（別紙1）
 - ・同種工事の施工実績調書（別紙2）
 - ・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（別紙3）
 - ・設計業務受託者との関係及び地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無を記載した書面（別紙4）
 - ・申請書チェックリスト（別紙5）
- (4) その他 先に定める入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札決定通知書により当該落札者に通知します。

第12 その他

- (1) 入札の中止等
適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においては入札を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。
- (2) 入札結果の公表
企業団ホームページへ掲載します。
- (3) 契約書作成の要否
要します。（落札決定後14日以内）
- (4) 契約者
奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真
- (5) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等
〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下淵1000
奈良県広域水道企業団 大淀事務所 工務課 TEL0744-32-1305
- (6) 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者（共同企業体構成員のうち1者以上）について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 第9（2）①から③のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合
 - ② 施行令第167条の4の規定に該当する場合
 - ③ 奈良県、大淀町又は企業団において入札参加資格停止措置を受けた場合
 - ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑧ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
- (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (エ) 上記イ及びウに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (オ) 企業団発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (カ) 受注者が、上記アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記オに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (キ) 契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(7) 契約保証金

要する 契約規程第19条の規定に基づき徴収します。

- ① 契約保証金の金額 契約金額の100分の10
- ② 納付の方法 契約保証金は、保証書によるものとします。

(8) 技術者の配置

落札者は、第6(2)⑤に定める資料に記載した配置予定技術者(当該書面を複数名分提出した場合にあってはそのうち1名)を当該工事の現場に配置するものとします。なお、工事の施工にあたって資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病欠・死亡・退職等の特別な場合に限ります。

(9) 技術提案書等の内容の担保等

- ① 受注者の責により入札時に評価された技術提案の内容が履行されない場合、技術提案書等に虚偽の記載をした場合等においては、竣工時の工事成績評定点の減点、企業団入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置等を行うことがあります。
- ② 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置予定技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の成績評定点の減点等を行うことがあります。

(10) 調査基準比較価格を下回る価格で入札及び契約する場合の取扱い

- ① 入札執行者が定める期限までに、取扱要領に定める書類を提出しなければならず、期限までに提出がなかった場合は失格となります。期限は開札日の翌日(休日に当たるときは、その翌日以降の直近の休日でない日)の午前9時から正午までとします。
- ② 聞き取り調査及び資料の提出に協力しなければならず、この聞き取り調査及び資料の提出に応じない場合は失格となります。
- ③ 契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内となります。
- ④ 契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となり、契約保証金を支払われない場合又は契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- ⑤ 契約する場合、主任(監理)技術者とは別に同様の要件を満たす技術者の配置を求めます。
- ⑥ 契約者となった場合、下請け金額にかかわらず、下請契約に係る契約書等の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出してください。また、工事施工中及び工事完了後、施工体制台帳の内容等について調査やヒアリングを実施する場合があります。
- ⑦ 低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければなりません。
- ⑧ 下請代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等を調査するため、調査やヒアリングを実施する場合があります。

(11) その他詳細や定めのない事項については、関係法令によるものとします。

(12) 問い合わせ

不明な点については、〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

TEL: 0747-52-5501 (内線206)

FAX: 0747-52-4310

e-mail: soumu@town.oyodo.lg.jp

まで問い合わせてください。

落札者決定基準

工事名：平畑第1配水場中継ポンプ施設等整備工事
総合評価落札方式（簡易型）における落札者決定基準は以下によるものとする。

分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点		
施工計画	① 品質管理(注6)	品質管理上の課題への対応の適応性(評価項目に付き最大2提案までとし、3提案以上の記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。)	a.品質管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。	2点/1提案	左記得点の合計点 Max 4	小計 8点満点
			b.品質管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。	1点/1提案		
			c.品質管理が的確に図られているが、上記 a.b に該当しない。	0		
	② 施工管理(注6)	施工上留意すべき事項の適切性(評価項目に付き最大2提案までとし、3提案以上の記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。)	a.施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	2点/1提案		
b.施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる			1点/1提案			
c.施工管理方法が適切であるが、上記 a.b に該当しない			0			
技術提案書(注5)	工事成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注4)	過去2年間に元請として完成・引渡が完了した大淀町発注工事の工事成績評定点の平均値(注1)(注2)	a.75点以上	—	小計 7点満点	
			b.70点以上 75点未満	—		
			c.65点以上 70点未満	—		
			d.60点以上 65点未満	—		
			e.60点未満	—		
			f.過去3年間の各年度の平均値が2年連続して60点未満の場合	—		
	ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)		a.本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000及び14000シリーズ認証を取得している	1		
			b.本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000又は14000シリーズ認証を取得している	0.5		
			c.上記に該当しない	0		
	配置予定技術者の能力(JVは幹事会社のみ採点する)	同種工事についての過去15年間に監理技術者・主任技術者としての施工経験(注1)(注3)	a.監理技術者・主任技術者として、奈良県内発注工事の完成・引渡が完了した	2		
			b.監理技術者・主任技術者として国又は地方公共団体の発注工事の完成・引渡が完了した	1		
			c.上記 a.b に該当しない	0		
	保有資格者の有無		a.1級建築施工管理技士又は1級建築士	2		
			b.2級建築施工管理技士又は2級建築士	1		
c.上記 a.b に該当しない			0			
地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注4)	本店の所在地	a.大淀町内に本店がある	1			
		b.上記に該当しない	0			
社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注4)	災害協定の締結	a.本工事の公告日時点において、国、奈良県、奈良県広域水道企業団又は大淀町と災害協定を締結していることが確認できる	1			
		b.上記に該当しない	0			
加算点合計(注5)				15		

- (注1) 過去2年間とは、令和6年4月1日～令和8年5月18日とする。過去15年間とは、平成23年4月1日～令和8年5月18日とする。
(注2) 過去2年間に該当工事がない場合、又は成績評定点を付けていない場合は、65点とし評価は0点又は「—」とする。当該工事においては、工事成績評定点による加点は行わない。
(注3) 同種工事の実績要件は、当該工事の入札説明書に定めるものとする。
(注4) JVの場合で出資比率による加重平均で採点する場合は、小数点以下第2位まで計算するものとする。(小数点以下第3位を四捨五入する)
(注5) 加算点の合計が、減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
(注6) 施工計画の記載内容が適正(未記載も含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合、入札参加者独自の提案であることが確認できない場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
(注7) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されていない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。